

65 歳以上の介護保険料を改正

■問い合わせ先 介護福祉課介護保険料係（市役所1階、☎40-7049）

令和6年度から3年間の第9期介護保険料基準額は8万3,170円に決定しました。

介護保険事業計画は、介護保険制度が円滑に運営されるよう、3年を1期として定めることとされており、保険料はその事業に要する費用の見込み額から算定しています。保険料算定については、能力に応じた負担となるように、低所得者層の負

担割合を引き下げるとともに高所得者層の負担割合を引き上げ、さらに所得段階をこれまでの13段階から15段階へ多段階化しています。

令和6年度の保険料納入通知書または決定通知書は7月中旬に郵送します。今後も、安定した介護保険制度を持続するため、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

第8期介護保険料 (令和3年度～5年度)			第9期介護保険料 (令和6年度～8年度)			
所得段階	基準額に乗ずる割合	保険料年額 (保険料月額)	所得段階	基準額に乗ずる割合	対象者	保険料年額 (保険料月額)
第1段階	0.3	2万4,330円 (2,027円)	第1段階	0.285	生活保護受給者/世帯全員が市町村民税非課税で、高齢福祉年金受給者/世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円以下の人	2万3,710円 (1,975円)
第2段階	0.5	4万550円 (3,379円)	第2段階	0.485	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	4万340円 (3,361円)
第3段階	0.7	5万6,770円 (4,730円)	第3段階	0.685	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の所得金額の合計が120万円を超える人	5万6,980円 (4,748円)
第4段階	0.875	7万960円 (5,913円)	第4段階	0.875	世帯の中に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で前年の課税年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円以下の人	7万2,780円 (6,065円)
第5段階	1.0	8万1,090円 (6,757円) 基準額	第5段階	1.0	世帯の中に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で前年の課税年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円を超える人	8万3,170円 (6,930円) 基準額
第6段階	1.125	9万1,230円 (7,602円)	第6段階	1.15	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	9万5,650円 (7,970円)
第7段階	1.25	10万1,370円 (8,447円)	第7段階	1.3	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	10万8,130円 (9,010円)
第8段階	1.5	12万1,640円 (1万1,36円)	第8段階	1.6	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が190万円以上320万円未満の人	13万3,080円 (1万1,090円)
第9段階	1.7	13万7,860円 (1万1,488円)	第9段階	1.8	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	14万9,710円 (1万2,475円)
第10段階	2.0	16万2,180円 (1万3,515円)	第10段階	2.1	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	17万4,660円 (1万4,555円)
第11段階	2.1	17万290円 (1万4,190円)	第11段階	2.2	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	18万2,980円 (1万5,248円)
第12段階	2.2	17万8,400円 (1万4,866円)	第12段階	2.3	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	19万1,300円 (1万5,941円)
第13段階	2.3	18万6,510円 (1万5,542円)	第13段階	2.4	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の人	19万9,610円 (1万6,634円)
			第14段階	2.5	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	20万7,930円 (1万7,327円)
			第15段階	2.6	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	21万6,250円 (1万8,020円)

LINEで簡単に
市に通報できます

弘前市道路損傷等通報システム

市が管理する道路施設に関する損傷や不具合などを、メッセージアプリのLINEを通じて手軽に情報提供できる「弘前市道路損傷等通報システム」が利用できます。

※令和5年8月から11月に実施した、通報システムの試験運用を利用した人は、そのまま使うことができます。

▼運用期間 11月29日（金）まで（冬期間は通報システムを停止）

▼使用方法

- ① LINE（QRコード）で通報システムを「友だち追加」
- ② 通報システムのトーク画面下にある「通報メニュー」の「通報を開始」を選択
- ③ 道路の損傷などの種類を選択し、遠景、近景の写真とスマートフォンのGPSによる位置情報を送信
- ④ 補足する情報をメッセージで送信
- ⑤ 「通報メニュー」の「通報を終了」を選択



▼通報への対応

◎通報に関する受信確認は、平日の午前8時30分～午後5時です。

◎通報システムは、維持管理のための情報収集を目的としており、通報内容への応答は自動応答です。通報内容へ個別に返信することはありません。緊急時や回答が必要な場合は、道路維持課に電話でお問い合わせください。

◎通報への対応には期間を要することがあります。また、

損傷などの状況によっては、経過観察などの対応とする場合があります。

◎通報の内容およびその対応結果は、月1回程度、市ホームページで公表します。

▼注意事項 通報内容を送信する時に、個人が特定できる住所などの情報は含めないでください。また、GPSによる位置情報が送信されない場合、道路損傷の位置が特定できないため、対応できないことがあります。

操作方法や注意事項などの詳細は、市ホームページで「道路損傷等通報システム」と検索して確認してください。

■問い合わせ先 道路維持課（☎32-8555）



地元のお米を
食べよう！

弘前お米とくらし応援券 ～不在で受け取れなかった皆さんへ～

弘前お米とくらし応援券は、3月末までに対象者へゆうパックで発送しました。

不在連絡票が投函された人で、郵便局の保管期限が過ぎた場合は、世帯主または世帯員が市役所窓口で受領することができます。

▼受領可能期間 令和6年12月27日（金）までの平日、午前8時30分～午後5時

※12月27日は正午で締め切ります/やむを得ない理由により、配送で受領を希望する場合は、令和6年12月20日（金）の午後5時までに申請してください。

▼受領場所 農政課（市役所3階）

▼受領に必要なもの 弘前お米とくらし応援券配布事業特別配布申請書（窓口用意）、来庁する人の本人確認書類（免許証、マイナンバーカード



など公的機関が発行したもので、顔写真があるものは1種類、顔写真がないものは2種類必要)

●世帯主または世帯員以外が受領する場合は、委任状も必要です。

●令和6年1月1日（基準日）以降に死亡した人の応援券を別世帯の相続人が受領する場合は、相続申立書、戸籍謄本の原本または写しが必要です。※死亡日以降に取得し、相続人全員の身分関係を証明するもの。

受領方法や応援券が届いていないなどの相談は、コールセンターに問い合わせるか、市ホームページ（QRコード）でご確認ください。

■問い合わせ先 弘前お米とくらし応援券配布事業コールセンター（☎0120-516-771、平日の午前9時～午後6時、年末年始は休み）

